

○東京情報大学大学院奨学生規程

制 定 平成 4 年 4 月 1 日

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、東京情報大学大学院(以下「本大学院」という。)に在籍する人物学業ともに優秀な学生に対し、経済援助を行うことにより、学術研究の奨励と有為な人材育成に資することを目的とする。

(選考・決定)

第 2 条 奨学生は、総合情報学研究科の推薦する候補者から総合情報学研究科委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴き、学長が決定する。

(奨学生の種類)

第 3 条 奨学生の種類は、第一種奨学生及び第二種奨学生とし、同一人による重複を妨げない。

2 第一種奨学生は、本大学院博士課程の在学者で、奨学生として採用された者とする。

3 第二種奨学生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 東京情報大学卒業者で本大学院博士課程に入学する者

(2) 東京情報大学に3年以上在学し、本大学院学則第20条第1項第8号に該当する者で、本大学院博士前期課程に入学する者

(3) 本大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学する者

(奨学生の人数)

第 4 条 第一種奨学生の採用数は、別に定める細則による。

2 第二種奨学生の採用数は、該当する者全員とする。

(奨学金の額)

第 5 条 第一種奨学生の奨学金額は、本大学院学則第 27 条に規定する授業料の 2 分 1 相当額とする。

2 第二種奨学生の奨学金額は、本大学院学則第26条に規定する入学金の全額相当額とする。

(支給期間等)

第 6 条 第一種奨学生の奨学金の支給期間は、博士前期課程にあつては2年間とし、博士後期課程にあつては3年間とする。

2 第二種奨学生の奨学金の支給は、博士前期課程又は博士後期課程の入学時とする。

(奨学生非対象者)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、奨学生の対象としない。

(1) 東京情報大学未来を切り拓く奨学金の受給者

(2) 外国人留学生で、文部科学省国費外国人留学生又は他機関からの留学費受給者。

ただし、当該留学費が留学に不十分と認められる場合はこの限りでない。

(奨学生資格の喪失等)

第8条 奨学生が次のいずれかに該当し奨学生として不適格と認められた場合は、その資格を失い奨学金の支給を打ち切る。

(1) 休学、退学又は除籍

(2) 本大学院学則第42条により東京情報大学学則第38条の懲戒処分を受けたとき。

(3) 学業成績が著しく低下したとき、又は学生としての素行が好ましくないとき。

2 本大学院学則第10条第1項により一定期間本大学院を離れるときは、委員会の意見を聴き、支給の可否を学長が決定する。

(奨学金の返還)

第9条 前条により奨学生の資格を失った者については、すでに支給した奨学金の一部又は全部を返還させることができる。

2 支給された奨学金は、前項の場合を除き、返還の義務はない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、学長が行う。

(細則)

第11条 この規程の運用に関し必要な細則は、別に定める。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、学生教務課の所管とする。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成10年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成13年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成14年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。